

家族専従者の皆様へ

令和6年8月より、専従者給与月額8万8千円以上の方は組合員（3級「従業員」）としてご加入いただくこととなりました。

- 現在、上記に該当する家族加入者がいる場合、所属する支部の窓口で組合員へ移行する手続きをお願いします。
- 昨年に引き続き、上記に該当する可能性の高い世帯へ本年7月にお知らせ文書を送付いたします。今後、家族加入者で専従者給与月額8万8千円以上であることが判明した場合、実態に合わせ、遡って（令和6年8月限度）3級組合員へ移行していただくこととなります。その際、長期にわたり遡り、一時的に多くの保険料負担をお願いせざるを得ないことも予想されますので、速やかな手続きをお願いいたします。
- 上記理由で家族加入者が組合員（3級「従業員」）へ移行する世帯の組合員が2級「一人親方」の場合は1級「事業主」への級変更も併せて必要です。

新潟県建築国民健康保険組合

〒951-8133

新潟市中央区川岸町3丁目17-2

TEL025-231-2856